



## 財政健全化法に基づく桑折町の健全化判断比率等について (令和3年度決算)

### 実質赤字比率 令和3年度なし(早期健全化基準15.00%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計等の実質赤字額が占める割合。
- ・赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示します。
- ・桑折町の令和3年度決算においては赤字が発生しなかったため、この比率には該当しませんでした。

### 連結実質赤字比率 令和3年度なし(早期健全化基準20.00%)

- ・指標化の考え方は実質赤字比率と同じです。違うのは、公営企業会計を含む全ての特別会計の赤字・黒字も合算(連結)して、桑折町全体としての赤字の程度を指標化することです。
- ・令和3年度決算においては実質赤字比率同様、連結による赤字が発生しなかったため、この比率には該当しませんでした。
- ・また、単独での赤字会計もありませんでした。

### 実質公債費比率 【9.2%】(対前年度▲0.4%) (早期健全化基準25.0%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計が負担する借入金返済額やこれに準じる支出額が占める割合の3カ年平均値。
- ・一般会計が直接借り入れたものだけでなく、公営事業会計や一部事務組合の借入金返済に係る負担も含まれます。
- ・町として年間どの程度を借金の返済に充てているかを指標化したもので、一般会計の資金繰りの悪化の度合いを示します。
- ・令和3年度の比率は、令和元年度～令和3年度の3カ年度の平均をとったものになります。
- ・当町の実質公債費比率は、役場庁舎建設事業に係る令和2年度借入分の償還が本格的に始まったことで分子である元利償還金が増加したものの、分母である普通交付税が増加したことで、0.4ポイント減少しました。

### 将来負担比率 【14.0%】(対前年度▲22.6%) (早期健全化基準350.0%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計が将来負担する借入金返済額や、実質的に将来支払っていく可能性のある負担額の決算年度末における残高が占める割合。
- ・公営事業会計、一部事務組合、地方公社や損失補償をしている出資法人などに対する実質的な負担を含めた一般会計の将来負担見込額から、基金など地方債の償還などに充てることができる財源(充当可能財源)を控除したものが、標準的な年間収入の何年分に相当するのかを指標化したもので、地方債償還などの負担が将来の町財政を圧迫する可能性の度合いを示します。
- ・当町の将来負担比率は、地方債の償還が着実に進展したことにより地方債残高が減少し、さらに公債費に充当可能な国庫支出金や普通交付税が増加したことにより、22.6ポイント減少しました。

※各比率の対象となる会計等の区分については、次頁の【各比率の対象となる会計等のイメージ】をご覧ください。

★桑折町の令和3年度決算における各比率の対象となる会計等区分一覧

一般会計等	一般会計												
公営事業会計	国民健康保険特別会計(事業会計) 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計(保険事業勘定)												
							公営企業会計	法適	水道事業会計				
								法非適	公共下水道事業特別会計				
	一部事務組合等	公立藤田病院組合											
		伊達地方衛生処理組合											
伊達地方消防組合													
福島地方水道用水供給企業団													
福島県市町村総合事務組合													
福島県後期高齢者医療広域連合													
福島県伊達郡国見町桑折町有北山組合													
地方公社	福島地方土地開発公社												
第三セクター	—												

※公営企業会計  
ごとに算定

公債費に係る負担がないため  
本町では比率の対象外